

地方交付税及び地方公務員給与に関する意見書

現在、国と地方が協同して、緊急経済対策や大胆な「15カ月予算」の迅速かつ円滑な実行により、地域経済の活性化に取り組んでいる。そのような中、国は、東日本大震災を契機として防災・減災事業に積極的に取り組むとともに、一層の地域経済の活性化といった喫緊の課題に対応するため、地方公務員の給与について、国家公務員の給与減額措置に準じて必要な措置を講ずるよう地方に要請し、平成25年3月末には、地方公務員の給与削減を前提とした地方交付税法の改正等を行ったところである。

地方の防災・減災事業や地域経済の活性化に対応するためという目的は理解できるものの、本県をはじめとする地方は、既に、国をはるかに上回る行財政改革に取り組んできており、今回の地方公務員給与の削減が地域経済に与える影響も懸念される場所である。

本来、地方公務員の給与は、地方自治の本旨に沿って、議会や住民の意思に基づき、自主的に決定すべきものである。地方交付税を用いて地方公務員の給与削減を要請するといった今回の国の手法は、地方交付税の持つ地方固有の財源という性格を否定するものであり、「地方自治の本旨」にかかわる問題であると言わざるを得ない。

よって、国におかれては、地方交付税及び地方公務員給与の取り扱いについて、下記の事項に取り組まれるよう強く要望する。

記

- 1 地方交付税が、地方固有の財源であることを尊重し、地方公務員給与費に係る地方交付税を一方的に削減する今回のような措置を行わないこと。
 - 2 地方公務員の給与は、地方公共団体において条例に基づき、自主的に決定されるべきものであることから、その自主性を尊重すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年7月2日

熊本県議会議長 藤川隆夫

衆議院議長	伊吹文明様
参議院議長	平田健二様
内閣総理大臣	安倍晋三様
総務大臣	新藤義孝様
財務大臣	麻生太郎様
内閣官房長官	菅義偉様